

○ 定期報告の報告時期に関する経過措置一覧表（建築物）

1) 平成28年5月31日時点で指定されているもの（新細則附則第2項第1号関係）

ア ホテル又は旅館

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行い、A評価であったもの	平成29年4月1日～平成29年6月30日
(2)	平成28年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの	平成30年4月1日～平成30年6月30日
(3)	平成28年4月1日～平成28年5月31日の期間に定期報告を行っているもの	平成31年4月1日～平成31年6月30日
(4)	上記(1)から(3)までに該当しないもの	平成28年6月1日～平成28年6月30日

イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行い、A評価であったもの	平成29年7月1日～平成29年9月30日
(2)	上記(1)に該当しないもの	平成28年7月1日～平成28年9月30日

ウ 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行い、A評価であったもの	平成29年9月1日～平成29年11月30日
(2)	上記(1)に該当しないもの	平成28年9月1日～平成28年11月30日

エ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する営業に係るものに限る。)、待合、料理店又は飲食店

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行い、A評価であったもの	平成29年10月1日～平成29年12月31日
(2)	上記(1)に該当しないもの	平成28年10月1日～平成28年12月31日

オ 上記アからエまでに掲げる用途に供する部分を2以上有する建築物

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行い、A評価であったもの	平成29年10月1日～平成29年12月31日
(2)	上記(1)に該当しないもの	平成28年10月1日～平成28年12月31日

カ 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、下宿、共同住宅、寄宿舎又は政令第19条第1項の児童福祉施設等

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間に定期報告を行っているもの	平成29年6月1日～平成29年8月31日
(2)	平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行っているもの	平成30年6月1日～平成30年8月31日
(3)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの	平成31年6月1日～平成31年8月31日
(4)	上記(1)から(3)までに該当しないもの	平成28年6月1日～平成28年8月31日

キ 事務所その他これに類する用途

区 分		改正後初めて行う報告時期
(1)	平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間に定期報告を行っているもの	平成29年9月1日～平成29年11月30日
(2)	平成26年4月1日～平成27年3月31日の期間に検査済証を受けたもの及び平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間に定期報告を行っているもの	平成30年9月1日～平成30年11月30日
(3)	平成27年4月1日～平成28年5月31日の期間に検査済証を受けたもの	平成31年6月1日～平成31年8月31日
(4)	上記(1)から(3)までに該当しないもの	平成28年9月1日～平成28年11月30日

2) 平成28年5月31日時点で指定されていないもの（新細則附則第2項第2号関係）

区 分		改正後初めて行う報告時期
ア	ホテル又は旅館	平成30年4月1日～平成30年6月30日
イ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	平成30年7月1日～平成30年9月30日
ウ	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	平成29年9月1日～平成29年11月30日
エ	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	平成30年10月1日～平成30年12月31日
オ	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（いずれも学校に附属するものを除く。）	平成30年6月1日～平成30年8月31日
カ	共同住宅、寄宿舎又は政令第19条第1項の児童福祉施設等	平成29年6月1日～平成29年8月31日